

「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の概要について

◎ 趣 旨

平成 29 年 7 月 3 日に開催された「全国介護保険担当課長会議」において示された、「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という）」の概要について報告するもの

1 法改正の概要

「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」（参考資料 1）の主な内容については、次のとおり

(1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- ・ データに基づく課題分析と対応
国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業計画を策定
- ・ 適切な指標による実績評価
- ・ 財政的インセンティブの付与

(2) 医療・介護の連携の推進等

- ・ 新たな介護保険施設「介護医療院」を創設

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- ・ 包括的支援体制作り，地域福祉計画の策定
- ・ 新たに共生型サービスを位置づけ

(4) 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする

- ・ 年金収入等 340 万円以上の負担割合を 2 割から 3 割へ見直し

(5) 介護納付金への総報酬割の導入

- ・ 報酬額に比例した負担の導入

2 基本指針について

- ・ 介護保険法において、厚生労働大臣は基本指針（資料2-2）を定めることとされている。
- ・ 市町村は基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

3 基本指針の要点

介護保険事業計画の策定にあたり留意すべき基本指針の要点については、次のとおり

(1) サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

ア 地域包括ケアシステムの基本的理念

- ・ 自立支援，介護予防・重度化防止の推進
- ・ 介護給付等の対象サービスの充実・強化
- ・ 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

イ 医療介護総合確保法に基づく計画，医療計画との整合性の確保

ウ 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

(2) 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

ア 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- ・ 平成37年（2025年）度の推計及び第7期の目標
- ・ 目標の達成状況の点検，調査及び評価等並びに公表

イ 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- ・ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援，要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止，介護給付等の適性化への取組及び目標設定（新設）

ウ 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- ・ 地域ケア会議の推進（新設）
- ・ 人材の確保及び資質の向上（新設）
- ・ 地域包括支援センターの設置，適切な運営及び評価